



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	小児看護学基礎教育における著作権上の配慮について
Author(s)	コリー, 紀代
Relation	北海道小児保健研究会平成21年度総会. 2009
Issue Date	2009
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53108
Type	conference presentation
File Information	oshoni-h21.pdf





小児看護学基礎教育における 著作権上の配慮について

北海道大学大学院保健科学研究所

コリー 紀代

はじめに

IT化

コンピューターの普及、コンピューターリテラシーの向上



気軽に有名なキャラクターを使った印刷物を作成可能



小児看護

漫画やアニメなどの人気キャラクターの使用



看護者と子どもとの距離を縮める



複製使用による著作権上の問題

用語の定義

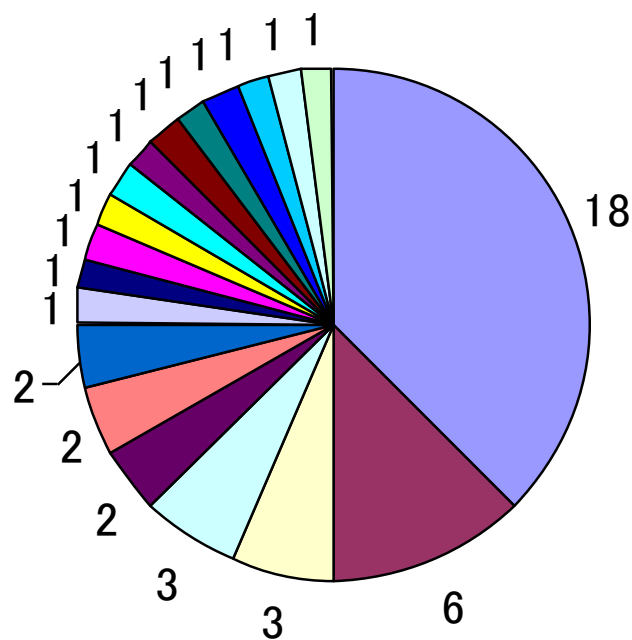
- 「オリエンテーション」とは、入院時のオリエンテーション、検査・処置の説明といったオリエンテーションと、食事指導、運動指導、退院時指導等の患者指導の両方を含むこととする。
- 「オリエンテーション用紙」とは、オリエンテーションや患者指導の際に用いる説明内容を記した用紙のことを指す。

著作権法との関連

著作権とは、日本国憲法第29条(財産権の保障)に規定されている「財産権」にふくまれる「知的財産権」の一部を指す。

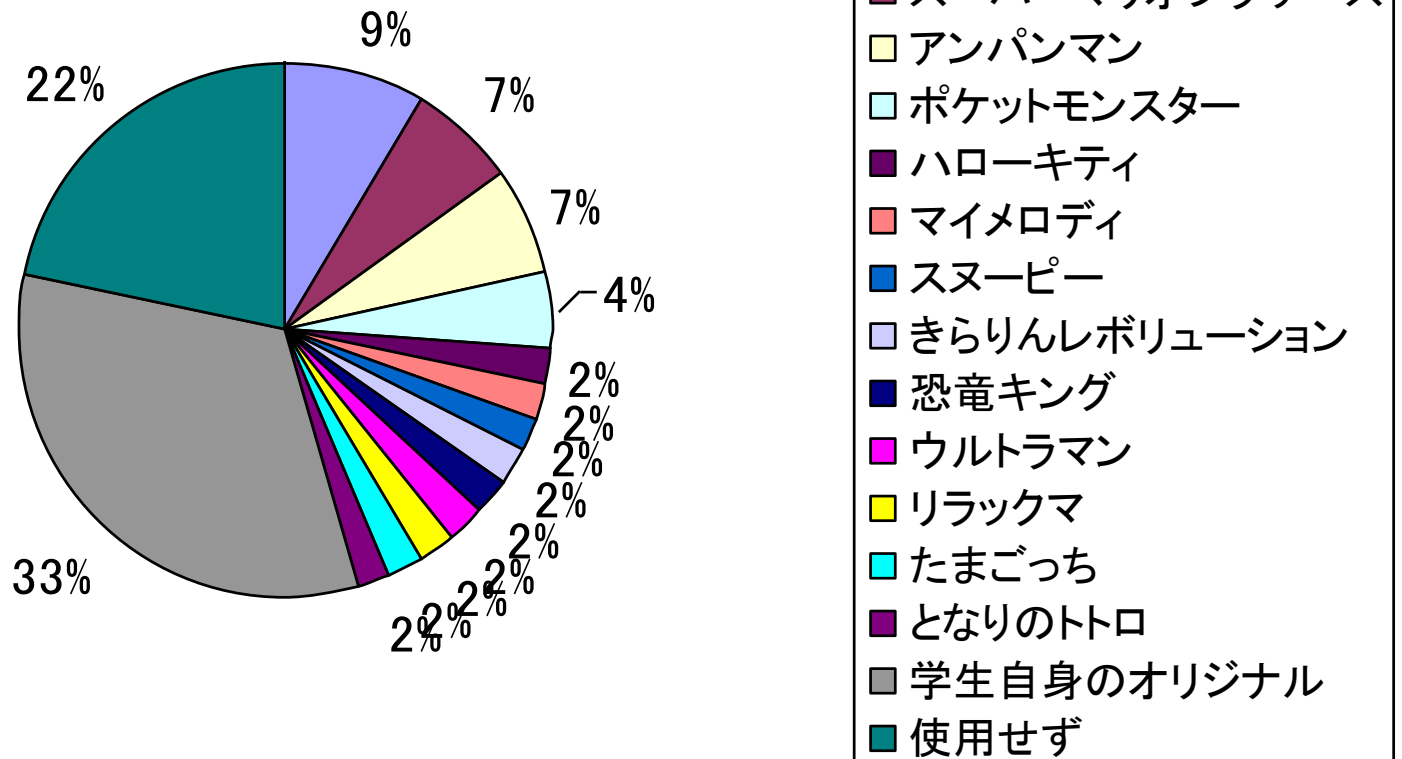
著作権法第1条(目的)では、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送および有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

図1 オリエンテーションの内容



- 感染予防
- 腎生検
- 心臓カテーテル
- TRH負荷試験
- 退院後の注意点
- 血糖の説明
- 血圧測定
- ルンバール
- 3種負荷試験
- CT造影検査
- 消費カロリー表
- 体重グラフノート
- 化学療法の副作用
- 手術
- 内服
- 歯科受診
- 点滴針の挿入
- インスリン注射の時間
- 医療者への恐怖

図2 使用されたキャラクター



お気に入りのキャラクターの使用

利点

- 1) つらい症状に耐え、痛みを伴う検査に耐える小児を元気づける。
- 2) 内服等の治療を拒否する子どもに対し、お気に入りのキャラクターを用いて関心を引くことができる。
- 3) お気に入りのキャラクターを使うといった個別性の配慮により、看護者が専門職的愛情を表現する場ができる

小児看護学実習指導の際の事例

- 1) 学生が実習中に担当患児の指導目的でキャラクターを使用する場合
- 2) 学生が作成したオリエンテーション用紙を病棟看護師が他の患児に使用する場合

1) 学生が実習中に担当患児の指導 目的でキャラクターを使用する場合

- 第35条(学校その他の教育機関における複製等)に「学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において公表された著作物を複製することができる。」

学校その他の教育機関における著作物等利用に関するフローチャート

「学校その他の教育機関」*に該当する機関で行われる利用ですか？

* 組織的・継続的教育活動を営む教育機関であって、営利を目的としないもの

いいえ→

↓ はい

授業が行われる場所での著作物の複製の場合

それ以外の場所への公衆送信の複製の場合

↓下に進む

次ページに進む

著作物の複製を行うのは教育を担
任する者ですか？

いいえ→

では学習者自身で
すか？

いいえ→

↓ はい

↓ はい

その複製は授業の過程*に利用するために行われるものですか？

該当しないものの例：・学校の教育計画に基づかない自主的な活動（例：サークル・同好会、研究会）、・授業に関連しない参考資料の使用、・校内 LAN サーバに蓄積すること、・学級通信・学校便り等への掲載、・教科研究会における使用、・学校ホームページへの掲載

いいえ→

↓ はい

その複製は授業の目的に照らして必要と認められる限度ですか？

授業の対象となる必要最小限の部分。

いいえ→

↓ はい

複製されるのは公表された著作物*ですか？

いいえ→

自由利用できません。許諾を取って

その複製は授業の目的に照らして必要と認められる限度ですか？

授業の対象となる必要最小限の部分。

いいえ→

↓ はい

複製されるのは公表された著作物*ですか？

* 著作者の許諾を得て公に提供・提示された著作物

該当しないものの例：未公開の論文、作文、手紙、日記、美術、写真、音楽等の著作物

いいえ→

↓ はい

その複製は著作権者等の利益を不当に害していませんか？

著作権者などの利益を不当に害すると考えられる場合

①著作物の種類と用途に関するケース

a 児童・生徒・学生が授業を受けるに際し、購入または借り受けて利用することを想定しているもの（記録媒体は問わない）を購入等に代えてコピーすること

b 本来の授業目的を超えた利用が行われる場合

②複製の部数と様態に関するケース

原則として、部数は通常の1クラスの人数と担任する者の和を限度とする

（小中高校及びこれに準ずる学校教育機関以外の場合、1クラスの人数は概ね50名程度を目安とする）。

a 大部数の複製等、多数の学習者による利用

b 複製の様態が市販の商品と競合するような方法で行われる場合

c 継続的に複製が行われる場合

いいえ→

↓ はい

許諾を得ずに利用できます。

ただし、著作物を複製する場合には、複製物にその著作物の出所を明示してください。

許諾を取ってください。

2) 学生が作成したオリエンテーション用紙を病棟看護師が他の患児に使用する場合

- 学生が準備したオリエンテーション用紙は、看護師・教員からの指導や助言を受け、最終的に許可を得たものを患者指導に使うが、それだけの理由で著作者が小児病棟・病院に移るわけではない。
- 内容についての確認を病棟看護師や教員が行ったとしても、オリエンテーション用紙の著作権は学生にある。

結 語

- 著作権は、著作者が目の前にいない、あるいは看護学生等、社会的立場の弱い場合に侵害されやすい。
- 実習の中で指導してきたが、今後は、講義の中で触れる等、効果的な教授法について検討を重ねていきたいと考える。